〇 主文

一 原告らの請求をいずれも棄却する。

: 訴訟費用は原告らの負担とする。

〇 事実

第一 当事者の求める裁判

- 請求の趣旨

1 被告A、同B、同C、同D、同E、同F及び同Gは、連帯して、甲山町に対し 金四、〇〇二万三、六七〇円及びこれに対する昭和四八年四月三日以降完済まで年 五分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告らの連帯負担とする。

3 仮執行宣言

二 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

被告F、同Gに対する本件訴えを却下する。

2 本案の答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一請求の原因

1 原告らはいずれも甲山町の住民である。

被告Aは、昭和四七年九月一九日甲山町長に就任し、同四八年四月三日現在そ の職に在つたもので、予算を調製して会計を監督し(地方自治法(以下、法という)一四九条)、補助機関たる職員を指揮監督し(法一五四条)、債務負担行為を定め(法二一四条)、支出を命令し(法二三二条の四)、支出負担行為をなし(法二三二条の三)、条例の定めるところにより財政に関する所定の事項を住民に公表 する(法二四三条の三・財政状況の公表に関する甲山町条例)職務を負つた者であ り、被告Bは、同四六年九月二九日同町助役に就任し、同四八年四月三日現在その 職に在つたもので、町長を補佐し、職員の担任する事務を監督し(法一六七条) 「法一五三条三項に根拠を置いた甲山町の条例、規則、規程」に基づき一定の範囲 内で自ら決裁をし、支出負担行為をなし、公印の管理をする(甲山町公印規程)職務を負つた者で、前町長日退任後被告A町長就任に至る間、町長の職務を代理した者であり、被告Eは、同四六年九月二九日同町収入役に就任し、同四八年四月三日 現在その職に在つたもので、「様式第一一五号歳入整理簿」「様式第一一六号歳出 整理簿」「様式第一一七号一時借入金整理簿」「様式第一一八号現金出納簿」等を 備付け(甲山町財務規則一、会計事務をつかさどり(法一七〇条)、決算を調整し (法二三三条) 、右会計事務の内容として現金の出納とその保管、小切手の振出、 現金と財産の記録管理、支出負担行為の確認等をする職務を負つた者であり、被告 Fと同Gは、同四七年七月二八日同町監査委員に就任し、同四八年四月三日現在その職にあつたもので、財務に関する事務の執行を監査し(法一九九条)、現金出納 の検査をする(法二三五条の二)職務を負つた者らであり、被告Cは、同四七年八 月一日同町総務課長に就任し、同四八年四月三日現在その職に在つたもので、 式第一〇四号予算原簿」「支出負担行為整理簿」等を備付け(甲山町財務規則) て、資金の調達、収支に関すること、予算の編成及び経理に関すること、予算差引 に関すること(甲山町課設置条例、同処務規程)、公印の管守に関すること(同課 設置条例)、公印の保管(同公印規程)、諸支出に関すること(同課設置条例)、 その他他課の所掌に属しないこと(前同)をつかさどり、町規の定めた一定の範囲 内で自ら支出負担行為をする職務を負つた者で、同課財政係長とともに一時借入の 借入返済の経理の采配をする直接の担当者であり、被告Dは、同四六年——月四日 同課財政係長に就任し、同四八年四月三日現在その職に在つたもので、町の経理を 直接に担当し、「予算原簿」「支出負担行為整理簿」を直接に記載管理し、資金の 調達及び収入の調整に関すること、予算の編成及び経理に関すること、収入支出命令に関すること、財政運用状況の調査及び公表に関すること、町債に関すること、その他財政に関すること(甲山町処務規程)を直接につかさどり、町規の定めた範囲内で代理決裁専決をする職務を負った者である。

3 (一)ところで、甲山町では、昭和四六年一〇月、町職員(収入役職務代理者)訴外Iの横領と使途不明による巨額の公金亡失事件が発覚したが、その亡失金額は、後の甲山町監査委員の昭和四七年六月三〇日付監査結果によると、金六、二五七万三、五三九円となることが明らかとなり、甲山町は同相当の損害を被つた。 (二) 右は、訴外Iが、昭和四一年ころから、甲山町長及び同収入役の公印を無 断で使用し、訴外広島銀行甲山支店(以下広銀甲山支店という(及び同広島相互銀行甲山支店)以下広相甲山支店という)より一時借入金台帳(以下一借台帳という)に登載しない不正の一時借入を繰り返すなどして行われ、右亡失金発覚当時、右一借台帳に登載していない不正の一時借入金が、広銀甲山支店に金二、〇〇〇万円、広相甲山支店に金二、〇〇〇万円残存していて、これが、右亡失金の主要な内容をなすものであつた。

(三) ところが、被告E、同B、同Dらは、昭和四七年五月三一日右不正一時借入金四、〇〇〇万円の返済のため広銀甲山支店から一時借入金として金四、〇〇〇万円(金二、〇〇〇万円二口)を借受けて右返済をなし(借替)、次いで、被告Aらは同四八年四月一日、甲山町議会の議決を経ることなく、同年度歳出予算にも認められていないにかかわらず、右返済のための一時借入金四、〇〇〇万円をさらに広銀甲出支店の一時借入金四、〇〇〇万円と借替えたうえ、同月三日広銀甲山支店に対し右元利金四、〇〇二万三、六七〇円を支払い、右返済をした。(四)ところで、元来一時借入金は地方公共団体の長が、歳出予算内の支出のた。(四)ところで、元来一時借入金は地方公共団体の長が、歳出予算内の支出のた。

したがつて、これらからして、右借替えにかかる一時借入金四、〇〇〇万円は、違法な債務負担行為であり、かつ、甲山町においてその支出により返済すべきものではなく、前記昭和四八年四月三日の右元利金の返済支出は違法なものといえる。なお、右につき、前記不正一時借入金西、〇〇〇万円については、甲山町議会においても昭和四七年二月一九日H前町長の提案による右一時借入金の確認さえも承認されず、甲山町に返済義務がないとの態度が示されていた。

(五) しかるに、被告らは、右金四、〇〇〇万円の一時借入及び同返済が法 四条及び二三二条の三に適合しない違法なものであることをよく知りながら、被告 Eは、同B、同C、同Dらと共謀して、訴外Jに命じて、昭和四七年七月一〇日訴 外Iらの損害賠償金(亡失金元利)金六、八二五万六、三五五円を雑入として調定 する旨の調定簿及び収入命令簿を偽造し、また、この偽造公文書を前提として、被告A、同C、同Dらと共謀して不当な予算を調整し、さらに訴外H(当時甲出町長)、同K(当時同町議会議長)、被告G、同B、同C、同Dらと共謀し、訴外 L、同M、同Nら関係人らの幇助をえて、同年七月二八日甲山町議会で、無効で無 意味な、昭和四七年度甲山町一般会計補正予算として、歳入歳出予算総額を右金 六、八二五万六、〇〇〇円追加する旨の可決をするなどし、あたかも予算内の行為 の体裁を装い、敢へて前記支出を行つているもので、右被告らはそれぞれ前記職務に違反し、その結果、甲山町住民に右違法支出による損害を被らせたものである。 被告F及び同Gは、前記監査委員として、本件公金亡失事件が同町及び広島県行政上の大問題として世論の注目の的となつており、右借入金については、前記のように前任町長によつても、また町議会においても、いずれもこれを承認して返済する ことは認められでいないのであるから、前記被告Aらとしても、事前に監査委員た る同Fらの了解を得なければ到底前記の両銀行に対する借入と支払はなし得なかつ たものであつて、同被告らは当然その了解と承諾を求められており、その際に右違 法行為を制止する義務があつたのに、これを怠り、右他の被告らと共謀し、右各行 為に了解を与えてこれを行わせたものである。甲山町財務現則は、町長ら予算執行 職員及び収入役らの財務に関する違法行為を容易に判別し、厳重に排除する機能を 備えているにかかわらず、被告片出、同Gらは、故意にその任務に背いて他の被告 らを幇助し、甲山町に損害を与えているもので、他の被告らとともに本件違法支出 につき賠償責任がある。

4 原告らは、昭和四八年一一月二八日甲山町監査委員に対し、本件公金の違法支出につき必要な措置を講じるよう法二四二条一項により監査請求したが、同監査委員は同四九年一月二六日付で、右措置請求は、その請求にかかる事実が認められ

ず、賠償させる等の措置を勧告する必要はない旨の監査結果を原告らに通知してき

5 よつて、原告らは、甲山町に代位して、被告らに対し連帯して本件違法支出に より甲山町が被つた損害賠償の請求として金四、〇〇二万三、六七〇円及びこれに 対する右支出の日である昭和四八年四月三日以降完済まで民法所定の年五分の割合 による遅延損害金の甲山町への支払を求める。

被告F、同Gの本案前の主張

請求原因4の事実は認めるが、本件監査請求では、本件につき、抽象的に被告A、 同B、同E、同C、同Dらによつて行われた重大な違法支出であるとして問題にしているのみで、被告F、同G両名については全く右監査請求の対象となつていな い。したがつて、右被告両名に対する本件訴えは監査請求を経ない不適法なもの こんがつて、右被告両名で、却下されるべきである。 二 右本案前の主張に出た。

右本案前の主張に対する原告らの答弁

争う。

匹 請求原因に対する認否

請求原因1、2の各事実は認める。 同3のうち、原告ら主張の六、二五七万三、五三九円の公金亡失事件が発覚し 2 たこと、甲山町において広銀甲山支店からの一時借入金(元科合計四、〇〇二万 三、六七〇円)を昭和四八年四月三日同銀行へ返済したこと、及び一時借入金の法

的性質は認めるが、その余は争う。 3 (一) 甲山町は、昭和四七年五月三一日、広銀甲山支店の二、〇〇〇万円、広 相甲山支店の二、〇〇〇万円の各一時借入金につき、同日広銀甲山支店より借り入れた一時借入金四、〇〇〇万円で返済し、さらに昭和四八年四月三日右金四、〇〇 〇万円も返済したが、右各返済及び右借替の金四、〇〇〇万円の一時借入は違法な ものではない。

つまり、一般に甲山町長の行う一時借入手続は、

借入申込書を銀行へ提出する。

この申込書には一時借入金の最高限度額を記載した予算書及び市中銀行の一時借入 金の残高証明書を添付する。

ロ 銀行は、書面上で申込の要件が備わつているか否か審査し、備わつていれば本 店決裁を経た上で貸出を行う。

ハ 貸付金は町の収入役口座へ振込んで支払う。

という手続で行なわれる。

そして本件の場合、訴外Iは甲山町出納員という立場で右イの通りの外形的に適式 な借入申込書を銀行へ提出し、銀行は右口の手続を経た上で右ハの通り貸付金を町 の収入役口座へ振込んで支払い、後に右Iの手により横領された訳であり、また、 本件の右Iの不正借入手続は、以前からの正規な一時借入手続の中の一部として行なわれたものであるから、銀行としても、甲山町長より適式の書類による借入申込があればこれを正当なものと信頼するのが当然で、その貸出手続に過失は無く、右Iが横領を企図し、勝手に書類を作成し銀行から収入役口座振込後横領をしていた としても、それは甲山町内部において処理すべき問題であるにとどまり(現に、甲 山町長は、昭和四七年六月三〇日同町監査委員の監査の結果に基づき、地方自治法 二四三条の二の規定により当時の収入役0の損害賠償額を金二、五六八万四、八一 三円、同Pの損害賠償額を金一七四万八、五四四円、Iの損害賠償額を金三、九五 - 万二、九九八円と決定し、甲山町に対しその支払を命じている。)、各銀行に対 する一時借入金債務はいずれも有効に成立し、甲山町に支払義務のあることは明ら かである。

なお、甲山町長が昭和四七年五月三一日広銀甲山支店から金四、〇〇〇万 (三) 円を一時借入れして従前分を返済した点は、前記監査において、同年二月ころ監査 委員から甲山町が銀行に対し支払義務のあることの確認を受けており、その後のこ とであり、また、普通地方公共団体の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三一日までであるが、その出納は翌年度の五片三一日をもつて閉鎖すること(法二三五条の五)となつており、昭和四六年度に借り入れた一時借入金は昭和四七年五月三一 日までに支払えばよいのであり、甲山町が昭和四六年度の一時借入金計四、〇〇〇 万円を昭和四七年五月三一日に銀行に返済したことは適法であり、むしろ支払わな いと違法となるものであり、そしてまた、昭和四七年五月三一目金四、〇〇〇万円 の一時借入れ(昭和四七年分)は昭和四七年度予算の一時借入金の最高限度額一億 五、〇〇〇万円の範囲内の借り入れであり、この借り入れに違法はなく、この借入 金を昭和四八年四月三日に広銀甲山支店に返済したことも、もとより違法はない。 第三 証拠(省略)

〇 理由

被告F、同Gの本案前の主張について 請求原因4の事実は当事者間に争いのないところ、さらに、成立に争いのない甲第三、五号証によると、本件監査請求は、原告両名が、昭和四八年一一月二八日甲山 町監査委員に対し、訴外」による広銀甲山支店、広相甲山支店からの各二、〇〇〇 万円の本件不正一時借入金につき、右は甲山町が支払うべきものではないのに、同年四月三日甲山町の公金で返済穴埋めしたのは、A町長、B助役、C財政担当課 長、D財務係長らによる違法な支出行為であり、同人らに賠償を命ずる等必要な措 置を講ぜられたい、とするものであり、たしかに、右本件監査請求には、当時の甲 山町監査委員であった被告F、同Gの名前が掲記されていないことがうかがわれる が、しかし、右監査請求で求めている監査の対象は、訴外Ⅰによる不正一時借入金 四、〇〇〇万円を甲山呵の公金で返済した行為であり、その表現はたしかに抽象的で、関係職員らの行為が具体的に示されていないが、右違法支出とする行為につき、摘示した者のみに限らず、それに関連する甲山町の長、委員、職員らの各行為 の違法の有無をも監査の対象として求めているものと解されなくもなく、被告F、 同Gについても、当時の監査委員として右違法支出を阻止しなかつたことなどが職 務懈怠であるとして本訴に及んでいるのであつて、右も、本件監査請求の対象に含 まれていたものと解することができる。

したがつて、被告 F、同 G らの本案前の主張は理由がない。 二 請求原因 1、2の各事実及び同3のうち、甲山町で、昭和四六年一〇月訴外 I の横領等による巨額の公金(後の監査結果では、金六、二五七万三、五三九円)亡 失事件が発覚したこと、甲山町において広銀甲山支店からの一時借入金元利合計金 四、〇〇二万三、六七〇円を昭和四八年四月三日同銀行へ返済したことは当事者間 に争いがない。

原告らは、訴外Iによる従前の不正一時借入金計金四、〇〇〇万円は甲山町に 支払義務のないものであり、これをその後の甲山町長の一時借入金で返済(借替)し、その後結局、昭和四八年四月三日中山町の公金で返済したことは、公金の違法 支出にあたると主張するのに対し、被告らは、右返済は同町の広銀甲山支店に対する適法な弁済で違法な支出ではないと抗争するので、以下判断する。
1 成立に争いのない甲第六、第七号証、第二八号証の二、第六五、第六六号証、

第六八号証、第七二ないし第七四号証、第七五号証の一、二、第七六ないし第九六 第八八方証、第七二ないし第七四方証、第七五方証の一、二、第七六ないし第九六 号証、第一〇一号証、第一〇四号証、第一〇六号証、第一〇八ないし第一一八号 証、第一二一、第一二二号証、第一二五号証、第一三〇号証、第一三三、第一三四 号証、第一四一、第一四二号証、第一四四号証、第一四八号証、乙第二、第三号 証、第五号証の一、第六、七号証、第九号証、証人Qの証言により真正に成立した ものと認められる甲第二七号証、原告R本人尋問の結果により真正に成立したもの と認められる甲第六四号証、被告B本人尋問の結果により真正に成立したもの と認められる甲第六四号証、被告B本人尋問の結果により真正に成立したものと認 められるフ第八号証 その方式及び類旨により及員が呼吸上作品と記り められる乙第八号証、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認め られるから真正な公文書と推定すべき乙第一号証、弁論の全趣旨により真正に成立 したものと認められる甲第三一号証、第四三、第四四号証、第四九号証、第七〇号 証の一ないしれ、第七一号証の一ないし八、第一一九、第一二〇号証、第一三一 第一三二号証、乙第五号証の二、三、証人Q、同Sの各証言(ただし、後記信用しない部分を除く。)、原告R、被告Bの各本人尋問の結果(ただし、後記信用しな い部分を除く。)及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実を認めることができ る。

昭和四六年一〇月甲山町において前記公金亡失事件が発覚した際、同町の 一時借入金台帳に登載されていない一時借入金 (以下、「不正一時借入金」という。) が広銀甲山支店に二、〇〇〇万円、広相甲山支店に二、〇〇〇万円の合計金

〇〇〇万円あることが確認された。 こ) 右不正一時借入金四、〇〇〇万円は、当時甲山町収入役室で会計事務を担 当していた訴外」が、その横領等前記亡失金の穴埋めのために昭和四一年ころか ら、甲山町長の公印等を無断で使用して、あたかも正規のもののごとき借入申込書 を作成し、関係書類を添付して右両銀行よりそれぞれ一時借入金として借入をして いたもので、同銀行との間で当該年度の出納閉鎖期間であるその翌年度の四月一日 から五月三一日までの内に翌年度の一時借入金で返済(以下、「借替」という。) して経過していたものであり、これらが集積して広銀甲山支店に対しては昭和四六 年五月三一日一時借入金(証書借入)二、〇〇〇万円、[°] 広相甲山支店に対しては同年九月三〇日一時借入金(手形借入)計二、〇〇〇万円として、残存するに至つていた。なお、右一時借入金は昭和四六年度一時借入金最高限度額一億円以内のものであつた。

(三) 本来、甲山町における一時借入金の借入手続は総務課(同課財政係)で行なわれるべきものであつたが、昭和四一年の中学校建設当時から、そのころ収入役室出納員であつた訴外Iに当時の総務課長被告Eが銀行からの右一時借入手続を依頼し(昭和四六年七月二七日訴外Iが総務課に配置換に、なつてからは本来の業として)、右Iがこれを行なうようになり、銀行との借入折衝等実際の借入手続は、なかんずく昭和四三年四月以降ほぼすべて訴外Iが従事し、同人に任された状況となり、昭和四六年一〇月の前記亡失金の発覚までの間、正規のものも含めると、右両銀行につききわめて多数回の一時借入れが訴外Iによつて行なわれ、な、一時借入の正規のものについては町長、総務課長らの決裁を得ていたものの、右四、〇〇〇万円の不正一時借入については決裁を得ないで借入手続を行なつていた。

「四) 一般に甲山町長の一時借入手続は、(1)一時借入金の最高限度額を記載した予算書写及び市中銀行の一時借入金の残高証明書(町長作成名義)を添付して、借入申込日、借入希望金額、借入期間、返済期限、借入希望日、資金使途及逐済財源等を記載した町長名義の借入申込書を銀行へ提出する、(2)銀行は、書で申込の要件が備つているか否かを審査し、備つておれば本店決裁を経た上で、町長名義の借用証書により貸出を行なう、(3)貸付金は町の収入役口座へに込んで支払う、という手続で行なわれるが、訴外Iは、前記不正一時借入及び書も込んで支払う、という手続と同様、右(1)の外形上適式な借入申込書等関係書表を銀行へ提出し、銀行は右(2)の手続を経た上で、右不正一時借入についてもとより訴外Iの公印冒用等の内情を知らないまま、また右以上の町関係者への問い合わせ等の格別の調査もしないまま貸出を行ない、右(3)のとおり貸付金を町収入役口座へ振込んで支払つていた。

(五) ところで、昭和四六年一〇月前記公金亡失事件が発覚して後、当時の甲山町長日は同月二四日甲山町監査委員 T、同しに対し法二四三条の二第二項の規定に基づく、損害賠償責任の有無及び賠償額の決定についての監査を求めたが、前記不正一時借入金四、〇〇〇万円の処置については、利息の支払いも重み、いつまでも放置しておけないことから町内部で種々、検討した結果、両銀行に対しては、甲山として返済義務のあることに意見を取りまとめ、甲山町長は、一先ず昭和四七年五月三一日(昭和四六年度の出納閉鎖期日)に、昭和四七年度の一時借入金として五銀甲山支店から金二、〇〇〇万円二口合計金四、〇〇〇万円(返済期限昭和四八年三月三一日)を借受けて、これにより即日広銀甲山支店金二、〇〇〇万円の不正一時借入金を返済(借替)した。なお、昭和四七年度の甲出町の一時借入金最高限度額は、一億五、〇〇〇万円であり、右はその範囲内の借り入れである。

(六) その後、右監査請求については、昭和四七年六月三〇日、亡失金元利合計金六、八二五万六、三五五円につき、訴外 I 外、当時の収入役〇、同Pら三名に対しそれぞれ損害賠償責任を肯定する監査結果の通知がなされたことから、その監査結果に基づき、甲山町長日は、同年七月一〇日法二四三条の二第三項により右三名に総額金六、八二五万六、三五五円の賠償命令を発するともに、同日右損害賠償金を雑人による収入として昭和四七年度の歳入に調定し、同年七月二八日甲山町出金に、歳入歳出予算家を提出し、同日可決された。次いで、甲山町長被告A、甲山田収入役被告Eらは、前記借替にかかる広銀甲山支店からの一時借入金四、〇〇二万三、六日甲山町の公金(県から交付された補助金等)で右元利合計金四、〇〇二万三、六七〇円を同銀行に支払い、右一時借入金を完済した。

七〇円を同銀行に支払い、右一時借入金を完済した。 以上の事実が認められ、証人Q、同Sの各証言及び原告R本人、被告B本人の各本 人尋問の結果のうち右認定に反する部分は信用できないし、他に右認定を覆すに足 りる証拠はない。

2 そこで、右各認定事実からして、以下検討してみる。

(一) 元来、一時借入金は、普通地方公共団体の長が歳出予算内の支出をするために、予算で定められた当該年度の一時借入金最高限度額の範囲内で借り入れるものであつて、その会計年度の歳入をもつて償還しなければならない性質のものであ

る(法二三五条の三)。したがつて、たしかに法形式上は、本件の場合、甲出町長の借入金債務ではあるが、もとより甲山町の歳入財源をもつて甲山町が返済すべきことを予定したものであつて(法二三五条の三第三項)、甲山町長個人がその財産をもつて返済すべき性質のものではない。

(二) そして、前記認定事実によると、まず、甲山町長が、昭和四七年五月三一日の広銀甲山支店からの金四、〇〇〇万円の一時借入金で借替返済するまでの従前の不正一時借入金計金四、〇〇〇万円は、訴外 I が甲山町長の公印を冒用し、その決裁を経ないで借り入れていたもので、町長の真意に基づくものでないうえ、訴外 I の横領金等の穴埋めのために一時借り入れし、また、借替の点は、出納閉鎖期間内に前年度の一時借入金返済のために一時借り入れしていたもので、いずれも、当該年度の歳出予算内の支出をするための一時借入とはいえず、これらの点で、その前の不正一時借入金は違法な一時借入れといわざるを得ないし、さらにまた、その後の昭和四七年五月三一日の広銀甲山支店からの一時借入も、右借替という点では、少くとも違法たるを免れない。

しかし、右のごとき違法な一時借入が、当然に消費貸借契約として無効なものとはいえず、その違法の内容、程度に照らしさらに別の観点から検討してみる必要がある。

(三) 本件のごとき一時借入行為は、地方自治法に基づき、公的機関たる地方公共団体の長が私人たる銀行等との間でなす消費貸借契約で、たしかに、その契約内容及び条件が多くの法的規制を受けるが、他方私的取引としての面も否め、公共団体と取引関係に立つ利益保護ということも無視できない。それらからして、さらに本件についてみるに、前記定事外Iはといるに本件不正一時借入金の始つた昭和四一年ころから、収入役室職員訴外Iはといる場合による時代表の場合にあるとの表別であるとので、これは、訴外Iが当時総務課長被告Eを介して(訴外目がお当時総務課長被告を介して(訴外目がおりまれていたもので、これは、訴外目が当時総務にして、有の機関も記述を経行がおり、この借入申込であると解される。と対して、右一時借入申込による消費貸借契約の有効な成立を認めるのが相当で表別の理由を有よるとによる消費貸借契約の有効な成立を認めるのが相当ると解される。

(四) そこでさらに、右観点から本件不正一時借入をみるに、前記認定事実によれば、訴外 I は、一般の甲山町長の一時借入手続どおりに一時借入金の最高限度額を記載した予算書写及び市中銀行の一時借入金の残高証明書を添付して、別野上のでは、同時でしばしば甲山町長及び同町総務課長の機関もしくは、同様関もして正規の一時借入手続を行なつていたものであるから、前記両銀行の担当係の正規の一時借入申込に対し、これが甲山町の要件を審査したの担当のであると信じ、右書面上で申込の要件を審査した。このであるにその他の調査をすることもなく貸出を行なつたとしても、この一時であるともなりであるにその他の調査をすることもなりであるにできるにできるにできばいる。 (1) ものとも、本件不正一時借入のということができる。

(五) もつとも、本件不正一時借入及び昭和四七年五月三一日広銀甲山支店からの金四、○○○万円の一時借入の各借替の点については、前記のとおり、そのこと自体は違法であるし、また、両銀行(右後者については広銀甲山支店のみ)としても、借替手続においては、両年度にまたがる出納閉鎖期間内の同日に、次年度の一時借入でその前年度の一時借入金の返済が行なわれているわけで、両銀行の担当係員としては、この点の違法に気づかなかつたともみられないが、この点の違法は、その内容、程度からして、甲山町内部の責任問題を生ずるにとどまり、右次年度の一時借入にかかる消費貸借契約を無効にまではしないものと解するのが相当である。

(六) 以上のことからすると、甲山町長の従前の広銀甲山支店及び広相甲山支店からの各二、〇〇〇万円計金四、〇〇〇万円の不正一時借入並びに昭和四七年五月三一日の広銀甲山支店からの金四、〇〇〇万円の正規の一時借入にかかる各消費貸借契約はいずれも成立しているもので、甲山町に返済義務が存在し、その返済は当然で、右一時借入金による返済の点も、借替の場合、その会計年度の歳入をもつて償還したものでないという点で違法とはいえるが、いずれにしても甲山町が返済す

べきものであれば、通常は右償還によつて甲山町に損害を生ぜしめるこ請はなく、とくになんらかの賠償責任を肯定すべき程の違法支出ともいえない。そうすると、結局、甲山町が、昭和四七年五月三一日借替にかかる金四、〇〇〇万円の一時借入金につき、後昭和四八年四月三日その元利金四、〇〇二万三、六七〇円の返済をしたことも、返済すべき債務を支払つたにすぎず、この意味で、なんら違法な支出とはいえないのみならず、右は昭和四七年度の出納閉鎖期間内の同年度の歳入による返済支出で、その支出の甲山町内部手続においても、格別の違法はうかがえない。

(七) そしてなお、仮に、訴外 I の前記不正一時借入にかかる消費貸借契約が無効で、甲山町にその支払義務がないとしても、訴外 I による本件不正一時借入金四、〇〇〇万円は、現に甲山町収入役口座に入金になつているものであり、しかも右不正一時借入は甲山町の職員であつた右 I がその職務の執行につきなした不法行為といえるから、結局、右による損害(不正一時借入金四、〇〇〇万円及び同利息金相当額)は、右 I の使用者としての甲山町において賠償すべきこととなり(民法七一五条一項)、そうであれば、甲山町として、いずれにしても右支払のための本件公金の支出は避けられないところで、結局、右支出により甲山町に損害は発生しなかつたものといえる。

四 以上によると、結局、原告らの本訴請求は、さらに、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないのでこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 渡辺伸平 山浦征雄 大原英雄)